● 日本調剤株式会社

第44期 定時株主総会招集ご通知

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2024年6月24日 (月曜日) 午後6時まで

日 時

2024年6月25日(火曜日)

午前10時(受付開始:午前9時15分)

場所

東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー ステーションコンファレンス東京 6階 会議室

末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除

く。)8名選仟の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選

任の件

第6号議案 役員賞与支給の件

日本調剤株式会社

証券コード:3341

証券コード 3341 2024年6月6日 (電子提供措置の開始日2024年6月3日)

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 日 本 調 剤 株 式 会 社 代表取締役社長 笠 井 直 人

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.nicho.co.jp/corporate/ir/stock/meeting.html また、上記のほか、インターネット上の以下の東証ウェブサイトにも掲載しております。 東証ウェブサイト https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、事前に書面・インターネット等により議決権を行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2024年6月25日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時15分)
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第44期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類 並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第44期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 役員賞与支給の件

株主様へのお知らせ

- ●本総会の招集に際しては、本招集ご通知(書面)のご送付と併せて、法令及び当社定款第15条の規定に基づ き、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっております。 本招集ご通知の内容について、当社ホームページ及び東京証券取引所ホームページに掲載しております。
- ●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ及び東京証券取引所ホーム ページに掲載いたします。

当社ホームページ

https://www.nicho.co.jp/corporate/ir/stock/meeting.html



東京証券取引所ホームページ (東証上場会社情報サービス) 下記の東京証券取引所ホームページにアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「日本調剤」又は「コード」に「3341」を入力・検 索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書 類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださ (1)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



交付書面への記載を省略した 事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を交付書 面から除いております。①事業報告の「業務の適正を確保するため の体制及びその運用状況」②連結計算書類の「連結株主資本等変動 計算書|及び「連結注記表|③計算書類の「株主資本等変動計算書| 及び「個別注記表」なお、監査等委員会が監査した事業報告、連結 計算書類、計算書類及び会計監査人が監査した連結計算書類、計算 書類は、当該書面に掲載の各書類のほか、当社ホームページ及び東 京証券取引所ホームページに掲載した事項となります。

株主の皆様におかれましては、次の方法により議決権行使を通じて株主総会にご参加願います。

株主総会へ出席する場合



「議決権行使書」を郵送する場合

詳細は3・4ページ



詳細は3ページ



詳細は3ページ

インターネットによる 議決権行使の場合

以上

議決権の行使等についてのご案内

株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

(ご捺印は不要です。)

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

日 時: 2024年6月25日(火曜日)午前10時

会 場:東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー

ステーションコンファレンス東京 6階会議室

「議決権行使書」を郵送する場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご返送ください。(下記行使期限までに到着するようご返送ください。) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思 表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限:2024年6月24日(月曜日)午後6時まで

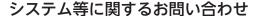
インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

行使期限:2024年6月24日(月曜日)午後6時まで

パソコン又はスマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電 話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9:00~午後9:00

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。







インターネットによる議決権行使のご案内

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使 サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4 時30分までは取扱いを休止させていただきます。)
- ② パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(2) インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様方への利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆様方に対して利益還元を図っていくことを基本方針としております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金12円50銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は374,828,813円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
- (1) 本店機能の一層の強化と業務の一層の効率化を図るため、現行定款第3条に規定する本 店の所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。

本変更につきましては、2024年8月31日までに開催される取締役会において決定する本 店移転日に効力を生ずるものとし、その旨を附則に規定するものであります。当該附則は、 本店移転の効力発生日後、これを削除いたします。

(2) 経営基盤の一層の強化・充実を図るため、代表取締役及び役付取締役として会長職を定 めることができる旨を現行定款第23条に追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変 更 案
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	第3条 当会社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長	第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長
1名を選定し、必要に応じて専務取締役及	1名を選定し、必要に応じて <u>取締役会長、</u>
び常務取締役各若干名を定めることができ	専務取締役及び常務取締役各若干名を定め
る。	ることができる。
2 取締役社長は、当会社を代表する。	2 取締役社長は、当会社を代表する。
3 取締役会は、その決議によって本条第1項	3 取締役会は、その決議によって本条第1項
の役付取締役の中から取締役社長を含め3	の役付取締役の中から取締役社長を含め3
名以内の当会社を代表する取締役を選定す	名以内の当会社を代表する取締役を選定す
ることができる。	ることができる。
附則	附則
	(本則第3条の変更に係る効力発生日)
	_ 本則第3条(本店の所在地)の変更は、2024年8
	月31日までに開催される取締役会において決定する
	本店移転日に効力を生ずるものとする。なお、本附則
	は、本店移転の効力発生日の経過をもってこれを削除
	<u>する。</u>

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。)8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しまして、 当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

拟m·	取締役医佣者は次のとおりであります。								
候補者番 号	氏 名	新任・再任	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況 (2023年度)					
1	き 津 原 博	新任	_	_					
2	かず井 直 大	再任	代表取締役社長 社長執行役員 経営全般、グループ経営企画・DX戦略 営業全般、営業統括・企業情報・開発・広報・サス テナビリティ統括担当	14/14回 (100%)					
3	こやなぎ としゅき 小 柳 利 幸	再任	取締役 上席執行役員 薬剤本部長 推進・在宅医療・ヘルスケア推進・薬剤企画・医療 戦略企画・支店管理・システム・事業開発担当 ジェネリック推進副担当	14/14回 (100%)					
4	が 城 和 紀	再任	取締役 上席執行役員 財務部長 経理・財務・ジェネリック製造事業副担当	14/14回 (100%)					
5	藤本佳久	再任	取締役 上席執行役員 総務・人事・薬事採用センター・保険サービス事 業・リスク管理・コンプライアンス統括担当 CSO	14/14回 (100%)					
6	サ 上 祐 弘	再任	取締役 ジェネリック製造事業担当	10∕10回 (100%)					
7	恩 地 祥 光	再任	取締役 社外役員 独立役員	14/14回 (100%)					
8	の ま みきはる 野 間 幹 晴	再任	取締役 社外役員 独立役員	14/14回 (100%)					

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
1	みつはら ひろし 三 津 原 博 (1948年6月17日生) 新任	1980年 3 月 日本調剤㈱設立 代表取締役社長 1994年 1 月 宮城日本調剤㈱(現㈱メディカルリソース)設立 代表取締役社長 2005年 1 月 日本ジェネリック㈱設立 代表取締役社長 2012年 1 月 ㈱日本医薬総合研究所設立 代表取締役社長 2013年 5 月 長生堂製薬㈱代表取締役会長	4,800,000株
	【重要な兼職の状況】	_	
	来掲げる「医薬分業」を	・ 者であり、当社最高経営責任者としてそのリーダーシップを発 を推し進めるなど経営全般に関する知見を有しており、日本調剤 明待されるため、取締役候補者としました。	
2	かさい なおと 笠 井 直 人 (1962年5月16日生) 再任	2013年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社党業統括部部長 2013年10月 当社営業推進部長 2015年 6 月 当社取締役営業推進部長 2016年 4 月 当社取締役営業統括部長 2016年 6 月 当社常務取締役営業統括部長 2020年 4 月 当社常務取締役 2022年 4 月 当社常務執行役員 2024年 5 月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	4,000株
	【担当】 経営全般、グループ経営 ティ統括担当	記企画・DX戦略、営業全般、営業統括・企業情報・開発・広報・	サステナビリ
	グループ経営企画・DX 当役員を務めるなど、当	E由】 Eの入社以来、主に店舗開発業務に従事し、営業推進部長を経て 戦略、営業全般、営業統括・企業情報・開発・広報・サステナビ 当社における豊富なマネジメント経験と業務運営・管理に関する V締役候補者としました。	"リティ統括担

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数			
	こやなぎ としゆき 小 柳 利 幸 (1963年4月8日生) 再任	1990年 7 月 当社入社 2000年 4 月 当社東北支店薬剤部部長 2004年12月 当社薬剤本部東日本薬剤統括部長 2009年12月 当社薬剤本部購買部長 2012年 4 月 当社薬剤本部長兼薬剤本部購買部長 2012年 6 月 当社取締役薬剤本部長兼薬剤本部購買部長 2014年 1 月 当社取締役薬剤本部長(現任) 2022年 4 月 当社上席執行役員(現任)	8,960株			
3	【担当】 薬剤本部長、推進・在3 業開発担当、ジェネリッ	 記医療・ヘルスケア推進・薬剤企画・医療戦略企画・支店管理・ ク推進副担当	システム・事			
	【取締役候補者とした理由】 小柳利幸氏は1990年の入社以来、主に薬局運営・管理業務に従事し、薬剤本部長兼薬剤本部購買部長を経て、現在では取締役薬剤本部長として推進・在宅医療・ヘルスケア推進・薬剤企画・医療戦略企画・支店管理・システム・事業開発担当、ジェネリック推進副担当役員を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、薬局管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としました。					
4	お ぎ かずのり 小 城 和 紀 (1966年11月14日生) 再任	2008年 5 月 当社入社 2008年 5 月 当社財務部次長 2009年 4 月 当社財務部部長 2015年 4 月 当社財務部長 2015年 6 月 当社取締役財務部長(現任) 2015年 6 月 ㈱メディカルリソース取締役 2021年10月 長生堂製薬㈱代表取締役社長(現任) 2021年10月 日本ジェネリック㈱取締役(現任) 2022年 4 月 当社上席執行役員(現任)	9,400株			
		・ジェネリック製造事業副担当				
	務・ジェネリック製造事	里由】 5の入社以来、主に財務・会計業務に従事し、取締役財務部長と 事業副担当役員及び子会社代表取締役を務めるなど、当社におけ 営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としまし	る豊富な業務			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
5	ふじもと よしひさ 藤 本 佳 久 (1958年9月10日生) 再任	2011年 1 月 当社入社 2011年 1 月 当社公共営業部長 2013年10月 当社総務部長 2016年 6 月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2019年 4 月 当社取締役管理本部長 2022年 4 月 当社上席執行役員(現任) 2023年 5 月 当社取締役(現任)	14,600株
	【取締役候補者とした理 藤本佳久氏は、2011年 現在では取締役として終 アンス統括担当役員及び	zンター・保険サービス事業・リスク管理・コンプライアンス統括 理由】 の入社以来、公共営業部長にて店舗開発業務に従事した後、総 総務・人事・薬事採用センター・保険サービス事業・リスク管理 がCSOを務めるなど、当社における多種多様な業務経験と当社の ており、引き続き取締役候補者としました。	務部長を経て、 ・コンプライ
6	いのうえ まさひろ 井 上 祐 弘 (1963年12月20日生) 再任	2016年5月日本ジェネリック㈱入社2016年5月同社人事総務部長2016年6月同社取締役2017年6月同社常務取締役2020年6月長生堂製薬㈱取締役(現任)2022年6月日本ジェネリック㈱代表取締役社長(現任)2023年6月当社取締役(現任)	2,800株
	社の代表取締役社長を表		

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 重	歴、 地 位、 担 当 及 び 所有する 要 な 兼 職 の 状 況 当社の株式数				
	おんじ よしみつ 恩 地 祥 光 (1954年11月1日生) 再任 社外 独立役員	1994年 4月 1998年 9月 1999年12月 2000年 3月 2007年 6月 2010年 6月 2016年10月 2016年12月 2018年 3月 2018年 6月	(前オズ・コーポレーション代表取締役(現任) (株)レコフ事務所(現株)レコフ)執行役員 同社取締役兼主席執行役員				
7			監査役(現任) 相鉄ホールディングス㈱社外取締役(現任) ㈱三友システムアプレイザル社外取締役(現任)				
	【重要な兼職の状況】						
	(旬オズ・コーポレーショ 東京建物㈱社外取締役	コン代表取締役					
	UNITED FOODS INT	ERNATIONAL(#	 				
	相鉄ホールディングス㈱	社外取締役					
	㈱三友システムアプレイ						
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】						
	恩地存光氏は、経営者で とが期待されるため、引		経験と幅広い見識を活かし、ガバナンス体制の強化に資するこ				
	なお、在任期間は本総会						

候補者番 号	ふ り が 氏 (生 年 月	な 名 日)	略重	歴、 地 要 な	位、 担 兼 職	当 及 の 状	及 び 沈 況	所有する 当社の株式数
8	の ま みき 野 間 幹 (1974年11月6 再任 社タ 独立役員	きはる 晴 6日生) 外	2002年4月2003年10月2004年10月2007年4月2016年6月2019年4月2019年12月2019年12月2021年4月2022年1月	横三橋 一橋 (株) 一年 では、 一年 できます では、 一年 では、 一年 では、 一年 では、 一年 では、 一年 では、 一年 できまり、 一年 できまり、 一年 できまり、 これが、 一年 できまり、 これが、 一年 できまり、 これが、 これが、 これが、 これが、 これが、 これが、 これが、 これが	▽学院国際企(ナムコホー▽学院経営管(スグルーフ✓・キャピタ(ナムコエン	か教授 注業戦略研 注業戦略研 ・ルディン を理研究科 が(現ナイ ・パー ・ソーティ	イス(株))社外監査 -トナーズ(株社外 インメント事業ア	0株
	【重要な兼職の状況】 ー橋大学大学院経営管理研究科教授 ナイス㈱社外監査役 ダーウィン・キャピタル・パートナーズ㈱社外監査役 (株グッドコムアセット社外取締役 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 野間幹晴氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、大学院教授として財務・会計や企業価値評価に関する研究、教育活動を行っており、その専門的な学識・経験等を活かし、企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。なお、在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。							門的な学識・経

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 「所有する当社の株式数」は2024年3月31日時点の株式数であります。
 - 3. 恩地祥光氏及び野間幹晴氏は、社外取締役候補者であります。当社は両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 4. 恩地祥光氏及び野間幹晴氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号に規定する費用及び同項第2号に規定する損失に関する補償契約を締結する予定はございません。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	新任・再任	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況 (2023年度)	監査等委員会 出 席 状 況 (2023年度)
1	はたけやま のぶゆき 畠 山 信 🖟	再任	取締役(常勤監査等委員)	14/14回 (100%)	15/15回 (100%)
2	原 田 史 糸	再任	取締役(監査等委員) 社外役員 独立役員	14/14回 (100%)	15/15回 (100%)
3	なかのともる	新任	_	_	_

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
1	はたけやま のぶゆき 畠 山 信 之 (1956年1月16日生) 再任	1987年 9 月 当社入社 2000年 6 月 当社取締役 2006年 6 月 当社名古屋支店長 2009年12月 当社横浜支店長 2016年 2 月 当社業務監査部長 2018年 6 月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2018年 6 月 日本ジェネリック(株監査役(現任) 2018年 6 月 (株)メディカルリソース監査役(現任) 2018年 6 月 (株)日本医薬総合研究所監査役(現任) 2018年 6 月 長生堂製薬(株)	4,000株
		等役候補者とした理由】 収締役をはじめ長年にわたり要職を歴任し、当社の健全かつ適切 いており、引き続き監査等委員である取締役候補者としました。	な運営に必要
	はらだ し お原 田 史 緒 (1974年5月3日生) 再任 社外	2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2000年4月 みのり総合法律事務所入所 2012年8月 四季の風総合法律事務所開設 2015年4月 東京地方裁判所民事調停委員(現任) 2016年4月 立教大学大学院法務研究科特任教授 2020年4月 司法研修所民事弁護教官 2021年5月 わらべや日洋ホールディングス(株社外取締役(監査等委員))(現任) 2022年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年3月 JRAシステムサービス(株社外取締役(現任)	O株
2	JRAシステムサービス機 【監査等委員である社会 原田史緒氏は、過去にな としての豊富な経験と 監査等委員である社外町	所 亨委員 ィングス(株)社外取締役(監査等委員)	

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
3	なかのともみ中野智美 (1969年8月17日生) 新任社外 独立役員	1992年 4 月 中央信託銀行㈱(現三井住友信託銀行㈱)入行 1999年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2007年 2 月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2013年 8 月 中野智美公認会計士・税理士事務所開設 同代 表(現任) 2015年 6 月 ㈱ハ千代銀行社外監査役 2018年 5 月 ㈱きらぼし銀行社外監査役 2021年11月 ユニデンホールディングス㈱社外取締役(監査 等委員) 2023年 8 月 独立行政法人北方領土問題対策協会監事(非常 勤)(現任)	0株
	【監査等委員である社外 中野智美氏は、過去に社 計士及び税理士としての	発理士事務所 代表 問題対策協会監事(非常勤) 財取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 計外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりません の豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけることだけ 対象をではできないではできました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 「所有する当社の株式数」は2024年3月31日時点の株式数であります。
 - 3. 原田史緒氏及び中野智美氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は原田史緒氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、中野智美氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 4. 畠山信之氏、原田史緒氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 5. 中野智美氏の選任が承認可決された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 - 6. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号に規定する費用及び同項第2号に規定する損失 に関する補償契約を締結する予定はございません。
 - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

連結計算書類

(ご参考) 取締役のスキルセット分布

		三津原	笠井	小柳	小城	藤本	井上	恩地	野間	畠山	原田	中野
								社外	社外		社外	社外
	経営全般	•	•		•		•	•	•			
	財務会計・金融		•		•		•	•	•			•
–	法務・コンプライアンス					•	•	•			•	
会社経営に 関する専門性	行政 (医療・薬事含む)	•		•			•			•		
101 0 011 11II	サステナビリティ		•			•	•		•		•	
	IT・DX(開発)			•	•							
	経営のモニタリング・フィードバック	•						•	•		•	•
	調剤薬局	•	•	•	•			•		•		
当社グループ業務に 関する知見	医薬品製造	•			•		•					
	人材派遣・紹介	•			•			•				
	M&A・店舗戦略	•	•		•			•		•		
	リスク管理・コンプライアンス	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本決議は、松原香織氏の就任前に限り、監査等委員会の同意を得て行う取締役会の決議 により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
まつばら かおり 松 原 香 織 (1982年11月6日生)	2008年12月弁護士登録(第一東京弁護士会)2008年12月田辺総合法律事務所入所2013年2月最高裁判所司法研修所所付(民事弁護)2018年1月田辺総合法律事務所パートナー(現任)	0株

【重要な兼職の状況】

弁護十

田辺総合法律事務所パートナー

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

松原香織氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけることが期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 「所有する当社の株式数」は2024年3月31日時点の株式数であります。
 - 3. 松原香織氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 4. 松原香織氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 - 5. 当社は、松原香織氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号に規定する費用及び同項第2号に規定する損失に関する補償契約を締結する予定はございません。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により塡補することとしております。松原香織氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期業績に対する功労に報いるため、当期の利益、従来の役員賞与金の額、その他諸般の事情を勘案し、当期末の監査等委員及び社外取締役を除く取締役5名に対し総額3,278万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額、支給時期等につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(その概要につきましては事業報告「2.会社の現況(3)会社役員の状況④当事業年度に係る取締役の報酬等」をご参照ください。)に沿って、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し業績連動報酬として役員賞与を支給することを内容とするものであり、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において多角的検討を行い妥当であるとの答申をいただいていることから、相当であると考えております。

以上

事 業 報 告

(2023年 4 月 1 日から) (2024年 3 月31日まで**)**

1. 企業集団の現況

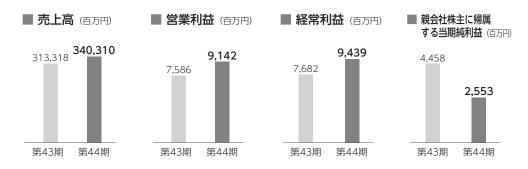
(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2023年4月1日~2024年3月31日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へ移行されたこと等により社会経済活動の正常化が進み、景気は持ち直しの動きが見られました。しかしながら、海外景気の下振れや物価上昇等の影響に十分注意する必要があり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループでは、「すべての人の『生きる』に向き合う」を使命とするヘルスケアグループとして、患者さま・お客さまに安心してご利用いただくため、良質な医療サービス及び医薬品の提供に取り組んでおります。社会情勢が急激に変化する中でも変わらない価値を提供し続けることで、日本のヘルスケアに貢献してまいります。

当連結会計年度の業績は、調剤薬局事業における処方箋枚数の増加、医薬品製造販売事業における既存販売品及び新規薬価収載品の堅調な販売に加え全社を挙げたコスト抑制が寄与した一方、調剤薬局事業の一部の店舗及び医薬品製造販売事業の一部の工場において、固定資産の減損損失を特別損失に計上した結果、売上高340,310百万円(前期比8.6%増)、営業利益9,142百万円(同20.5%増)、経常利益9,439百万円(同22.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2.553百万円(同42.7%減)となりました。

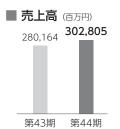


[各事業のセグメント別概況]

・調剤薬局事業

当連結会計年度の業績は、前年度の出店効果及びインフルエンザ等の感染症流行に伴う処方箋枚数の増加等が寄与したことにより、売上高は302,805百万円(前期比8.1%増)、営業利益は15,189百万円(同3.6%増)となりました。

3月末時点での総店舗数は、同期間に36店舗の新規出店、18店舗の 閉店を行った結果、計736店舗となりました。なお、ジェネリック医 薬品の数量ベース使用割合は、全社平均で89.3%(供給停止品目など を算出対象から除外して計算)に達しております。また、在宅医療実 施店舗の割合は95.9%(年間24件以上実施の店舗割合)と順調に推 移しております。





第44期

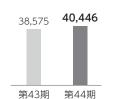
· 医薬品製造販売事業

当連結会計年度の売上高は40,446百万円(前期比4.8%増)、営業 利益は250百万円(前期は1,392百万円の営業損失)となりました。

売上高及び営業利益につきましては、2023年4月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格の下落があった一方、既存販売品及び新規薬価収載品は好調な販売を継続していること等から増収増益となりました。なお、当連結会計年度末での販売品目数は、販売品目の見直しを進めるとともに、2023年6月、9月及び12月に新規薬価収載品合計7品目を発売したこと等により516品目(一般用医薬品1品目を含む)となりました。

■ 売上高 (百万円)

第43期



■ 営業利益 (百万円)



・医療従事者派遣・紹介事業

当連結会計年度の売上高は9,984百万円(前期比23.8%増)、営業 利益は937百万円(同23.6%増)となりました。

売上高及び営業利益につきましては、医師を中心とした新型コロナワクチン接種関連業務の需要が前年同期比で減少した一方、主力である薬剤師の派遣・紹介事業の業績が引き続き拡大したことにより前年同期比で増収増益となりました。



■ **営業利益** (百万円)



② 資金調達の状況

調剤薬局事業における新規出店及び医薬品製造販売事業における設備投資並びに借入金の借換えのため、当連結会計年度において8.500百万円の借入を実施しております。

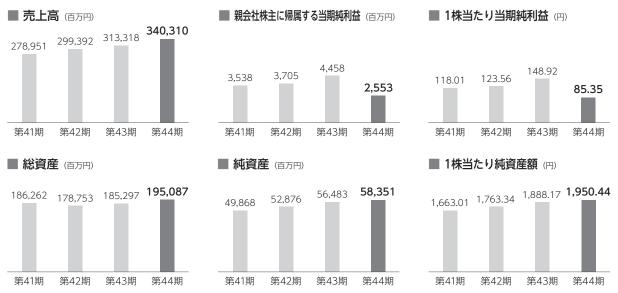
③ 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、調剤薬局事業における出店費用及び医薬品製造販売事業における設備投資を中心として、12.188百万円であります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 当社は、当連結会計年度において株式会社2社の株式を取得し、子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

	区	分	第 41 期 (2021年3月期)	第 42 期 (2022年3月期)	第 43 期 (2023年3月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売	上	高(百万円)	278,951	299,392	313,318	340,310
親会当	社株主に 期 純	帰属する 利 益 (百万円)	3,538	3,705	4,458	2,553
1株	当たり当期	期純利益 (円)	118.01	123.56	148.92	85.35
総	資	産(百万円)	186,262	178,753	185,297	195,087
純	資	産(百万円)	49,868	52,876	56,483	58,351
1 株	当たり紅	道資産額 (円)	1,663.01	1,763.34	1,888.17	1,950.44



(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第42期の期首から適用 しており、第42期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第41期

調剤薬局事業は、29店舗を新規出店いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による処方箋枚数の減少が継続したものの、前年度の出店効果や長期処方の増加による処方箋単価の上昇、並びに全社を挙げた継続的なコスト削減施策の実施により増収、営業利益は10,585百万円と増益となりました。医薬品製造販売事業は、2020年4月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格の下落があった一方、2019年12月、2020年6月及び2020年12月の新規薬価収載品の好調な販売等により増収となりました。営業利益は、新規薬価収載品を含む自社製造品目の販売拡大に伴う利益率の改善等により、2,350百万円と増益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による一層の派遣抑制が継続したことにより減収となりました。営業利益につきましては、薬剤師派遣事業における減収の影響が大きく712百万円と減益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は3,538百万円となり、前期比47.2%の減益となりました。

第42期

調剤薬局事業は、40店舗を新規出店いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響が継続したものの、前年度の出店効果及び処方箋枚数の増加等により増収、営業利益は13,009百万円と増益となりました。医薬品製造販売事業は、2019年以降の新規薬価収載品の販売が好調であった一方、2021年4月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格の下落があったこと等により減収となりました。営業利益につきましては、コスト削減の取り組みに加え、収益性を重視した販売方針、及び新規薬価収載品を含む自社製造品目の販売拡大は継続しているものの、長生堂製薬における品質問題を原因とする不良資産処理による一時的な損失を計上したこと等により減益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により薬剤師派遣の需要が減少し減収となりました。営業利益につきましては、薬剤師派遣・紹介が縮小した影響等により576百万円と減益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は3,705百万円となり、前期比4.7%の増益となりました。第43期

調剤薬局事業は、38店舗を新規出店いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、前年度の出店効果及び処方箋枚数の増加等により増収、営業利益は14,666百万円と増益となりました。医薬品製造販売事業は、2019年以降の新規薬価収載品は好調な販売を継続した一方、2022年4月の薬価改定に伴う既存製品の販売価格の下落、2021年の西日本物流センターの火災に起因する限定出荷品目の安定供給への対応及び研究開発に伴う費用増加等により減収、営業損失は1,392百万円となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、医師を中心とした新型コロナワクチン接種関連売上が減少した一方、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた薬剤師の派遣・紹介実績が前年同期を上回ったこと等により増収、営業利益は758百万円と増益となりました。

結果として、親会社株主に既存する当期純利益は4,458百万円となり、前期比20.3%の増益となりました。

第44期

当連結会計年度につきましては、「(1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社メディカルリソース	93百万円	100%	医療従事者派遣・紹介事業
日本ジェネリック株式会社	1,255百万円	100%	医薬品製造販売事業
株式会社日本医薬総合研究所	100百万円	100%	情報提供・コンサルティング事業
長生堂製薬株式会社	340百万円	(100%)	医薬品製造販売事業

(注) 議決権比率の() は、間接所有となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが主に事業を行う調剤薬局業界においては、かかりつけ機能の強化と活用、質の高い在宅医療、医療DX推進体制等への評価に重点を置いた診療報酬改定がなされるなど、地域の医療機関として薬局・薬剤師に求められる役割が拡大するとともに、大きな変化への対応力が求められています。当社グループでは、これまで電子お薬手帳「お薬手帳プラス」を活用した服薬情報の一元管理や、患者さまに応じた服薬指導の実施、医療機関連携、調剤後の相談・フォローの充実といった対人業務へ積極的に取り組むとともに、自社開発の日本調剤オンライン薬局サービス「NiCOMS」によるオンライン医療の普及拡大や電子処方箋制度への対応等にもいち早く取り組みを行ってまいりました。加えて、患者さまにさらなる良質な医療サービスを提供すべく、業界に先駆けて数多くの専門医療機関連携薬局・地域連携薬局としての認定を取得しており、地域の医療機関連携や高度医療のハブとなる薬局店舗作りと高い専門性を有する薬剤師の育成に注力してまいりました。

その一方で、大きく変化する事業環境を成長機会と捉えて、今後需要の拡大が見込まれているオンライン医療、在宅医療、スペシャリティ医薬品の取り扱いについては、当事業における注力領域と位置づけ、積極的な成長投資を行っております。すでに、オンライン医療提供体制の構築、在宅医療を中心に取り扱う在宅支援センターの拡大、高度医療の拠点病院前への薬局出店を行ってまいりました。

2025年3月期においては、2024年3月期の新規出店効果及びスペシャリティ医薬品の取扱い増加による売上高への寄与を見込んでおります。一方で、人事制度の見直しや賃金のベースアップ、研修制度の充実をはじめとした人的資本投資の拡大に加え、調剤業務のさらなる効率化及び対人業務の強化を目的とする調剤システムのリニューアルに伴う費用の計上を予定しております。

医薬品製造販売事業においては、2021年4月より、これまで隔年で行われていた薬価改定が毎年改定となり、薬局・医薬品業界を取り巻く経営環境はより厳しいものとなっておりますが、ジェネリック医薬品の供給不安の解決に向けて、業界一体となった取り組みを行っております。当社グループにおいても、品質管理と安定供給を経営の最優先事項として取り組

んでおります。ジェネリック医薬品の限定出荷品目につきましては、引き続き安定供給体制が整った製品から順次通常出荷へと切り替えを進めてまいります。また、当社グループの強みであるグループシナジーの発揮に加え、研究開発投資による新規薬価収載品を含む自社製造品目の拡大及び収益力向上にも注力してまいります。

医療従事者派遣・紹介事業においては、薬剤師の派遣紹介需要が引き続き回復傾向にあることから、全国の医療機関からの需要に応えられるよう薬剤師事業の拡大を推し進めてまいります。また、近年成長を続けている医師事業については、新型コロナワクチン接種関連需要が一服する中、さらなる事業拡大に向けた取り組みを実施するとともに、産業医事業についても全国展開を進めてまいります。

なお、当社グループでは大きく変化する経営環境への対応やコーポレートガバナンスの強化、サステナビリティ経営の推進といったステークホルダーからの期待に応えるため、経営戦略の見直しと新たな長期ビジョンの策定を進めております。2022年4月に公開した新しいグループ理念を中心に、当社グループの事業環境に即した成長戦略やプライム上場企業に相応しいコーポレートガバナンス、時代に応じた人的資本経営や財務戦略等幅広い経営課題を踏まえた新しい長期ビジョンの公開を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

	\boxtimes			分			事	業	\mathcal{O}	内	容	
調	剤	薬	局	事	業	調剤薬局の網	経営					
医 蕖	基品	製造	声 販	売 事	業	ジェネリック	ク医薬品の)製造及び	販売			
医療従事者派遣・紹介事業			薬剤師の派送 医師の有料理 看護師の派送 産業医業務の	職業紹介 遣及び有料								
情報抗	是供・	コンサ	ナルテ	ィング	事業	医薬情報の 広告媒体ビデ 製薬企業・	ジネス		/サルテ /	ィング		

(6) 主要な事業所(2024年3月31日現在)

① 調剤薬局事業

日本調剤	株式会社	本社(東京都千代田区)	
出店地域	当社店舗数	調剤子会社店舗数	グループ店舗総数
北海道	47	4	51
東北	55	0	55
関東甲信越	399	7	406
東海	63	0	63
関西・北陸	83	0	83
中国・四国	39	0	39
九州	39	0	39
合計	725	11	736

(注) 調剤子会社とは、合同会社水野、有限会社群大前薬局、株式会社ウッドビレッジ、株式会社ライファの4 社であります。

② 医薬品製造販売事業

日本ジェネリック株式会社	本社(東京都千代田区)
長 生 堂 製 薬 株 式 会 社	本社(徳島県徳島市)

③ 医療従事者派遣·紹介事業

り 情報提供・コンサルティング事業

株式会社日本医薬総合研究所	本社(東京都千代田区)
---------------	-------------

(7) 使用人の状況(2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期比増減
調剤薬局事業	4,395名	145名増
医薬品製造販売事業	837名	59名増
医療従事者派遣・紹介事業	306名	36名増
全社 (共通)	326名	65名減
合計	5,864名	175名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員(準社員、パートタイマー等)は含まれておりません。
 - 2. 出向者は、出向先の各区分の使用人数に含まれております。
 - 3. 全社(共通)の使用人数は、特定の事業区分に帰属しない本社部門の就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数 (内薬剤師)	前期比増減 (内薬剤師)	平均年齢	平均勤続年数
合計又 は平均	4,642名 (3,130名)	55名増 (63名増)	35.6歳	7.71年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員(準社員、パートタイマー等)は含まれておりません。
 - 2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員に関するものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,337百万円
株式会社みずほ銀行	4,925百万円
株式会社りそな銀行	4,270百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,190百万円
株式会社北海道銀行	2,200百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 88,384,000株

② 発行済株式の総数 31,048,000株 (自己株式1,061,695株を含む)③ 株主数 12,590名 (うち単元株主数11,298名)

4 単元株式数 100株

⑤ 大株主 (上位10名)

	株	主	名		持株数(株)	持株比率(%)
三津	原	庸	:	介	6,640,000	22.14
三津	原			博	4,800,000	16.01
株式	会 社	三津	原 興	産	3,600,000	12.01
合 同 会	社マッ	クスプ	ランニン	ノグ	2,240,000	7.47
日本マスタ	7ートラス	ト信託銀行株式	式会社(信託	[□)	1,296,600	4.32
日本	調剤	従 業 員	員 持 株	会	1,004,300	3.35
三津	原	陽	i	子	800,000	2.67
姚		恵		子	538,600	1.80
J. P. MORGAN SECURI	TIES PLC FOR AND OI	N BEHALF OF ITS CLIENTS	JPMSP RE CLIENT ASSETS	-SETT ACCT	283,324	0.94
MSIP	CLIE	NTSEC	URIT	I E S	217,700	0.73

(注) 持株比率は自己株式 (1,061,695株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、役員報酬BIP 信託口における保有株式 (69,016株) は含んでおりません。

⑥ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	C. 73 C 7 19033 17013 177 3 ILL C 7	
区分	株式数	交付対象者
取締役(社外取締役を除く)	1,800株	1名

(注) 交付株式の一部はBIP信託内で金銭換価し、換価処分相当額を給付しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況 ① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

	O P(1)-1-1.		(10, _		/ 0 1 — /	
1	会社におけ	る地位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代	表取締	役 社 長	三潭	車 原	庸	介	社長執行役員 経営全般 経営企画・DX戦略担当 日本ジェネリック㈱代表取締役会長 ㈱日本医薬総合研究所取締役会長 ㈱メディカルリソース取締役会長
常	務取	締 役	笠	井	直	人	常務執行役員 営業全般・開発・広報・サステナビリティ統括担当
取	締	役	小	柳	利	幸	上席執行役員 薬剤本部長 推進・在宅医療・ヘルスケア推進・薬剤企画・医療戦 略企画・支店管理・システム・事業開発担当 ジェネリック推進副担当
取	締	役	小	城	和	紀	上席執行役員 財務部長 経理・財務・ジェネリック製造事業副担当 長生堂製薬㈱代表取締役社長 日本ジェネリック㈱取締役
取	締	役	藤	本	佳	久	上席執行役員 総務・人事・薬事採用センター・保険サービス事業・ リスク管理・コンプライアンス統括担当 CSO
取	締	役	井	上	祐	弘	ジェネリック製造事業担当 日本ジェネリック㈱代表取締役社長 長生堂製薬㈱取締役
取	締	役	恩	地	祥	光	何オズ・コーポレーション代表取締役 東京建物㈱社外取締役 UNITED FOODS INTERNATIONAL㈱社外監査役 相鉄ホールディングス㈱社外取締役 ㈱三友システムアプレイザル社外取締役
取	締	役	野	間	幹	晴	ー橋大学大学院経営管理研究科教授 ナイス㈱社外監査役 ダーウィン・キャピタル・パートナーズ㈱社外監査役 ㈱グッドコムアセット社外取締役

会社における地位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
取締役(監査等委員・常勤)	畠	Ш	信	之	日本ジェネリック㈱監査役 ㈱メディカルリソース監査役 ㈱日本医薬総合研究所監査役 長生堂製薬㈱監査役
取締役 (監査等委員)	東	葭		新	公認会計士・税理士 SMC㈱社外監査役
取締役(監査等委員)	原	Ш	史	緒	弁護士 四季の風総合法律事務所 東京地方裁判所民事調停委員 わらべや日洋ホールディングス㈱社外取締役(監査等委員) JRAシステムサービス㈱社外取締役

(注) 1. 事業年度中に退任した取締役

1:	退 付 こ お	E 時 i け	のる	会地	社 位		氏	名		艮 任 時 重 要 な	の兼	担職	当の	及状	び 況	退	任	В
耳	又	糸	帝		役	宮	\blacksquare	徳	昭	上席執行役 営業推進部 営業推進・	長 MC	面対	応営	業担	当当	2023	年6月]23⊟
耳	又	糸	帝		役	増	原	慶	壮) 業部 業担					2023	年6月]23⊟

なお、宮田徳昭氏、増原慶壮氏は、任期満了による退任であります。

2. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位の異動及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

_	コチネー及が自及に上りた名間及び地位の共動及O主文でが視めた。 第100年10月1日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 1									
		丘	名		担当及び重要	 異動年月日				
	氏		10		変 更 後	変 更 前	共 期 午 万 口			
	Ξ	津原	庸	介	取締役 日本ジェネリック㈱取締役 ㈱日本医薬総合研究所取締役 ㈱メディカルリソース取締役	代表取締役社長 社長執行役員 経営全般 経営企画・DX戦略担当 日本ジェネリック㈱代表取締役会長 ㈱日本医薬総合研究所取締役会長 ㈱メディカルリソース取締役会長	2024年5月1日			
	笠	井	直	人	代表取締役社長 社長執行役員 経営全般 グループ経営企画・DX戦略、 営業全般、営業統括・企業情 報・開発・広報・サステナビリ ティ統括担当	常務取締役 常務執行役員 営業全般・開発・広報・サステ ナビリティ統括担当	2024年5月1日			

3. 取締役恩地祥光氏、野間幹晴氏、監査等委員である取締役東葭新氏及び原田史緒氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

- 4. 監査等委員である取締役東葭新氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査等委員である取締役東葭新氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
- 5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために畠山信之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

	:	役	名]			氏	名		職名
常	務	執	行	役	員	鎌	Ш	良	樹	経営補佐 財務・経理本部長 経理・財務担当
上	席	執	行	役	員	宮	\blacksquare	徳	昭	営業推進部長 営業推進・MC面対応営業担当
上	席	執	行	役	員	増	原	慶	壮	FINDAT事業部長 FINDAT事業担当
執	:	行	役	Į.	員	小	林	佳	_	営業統括部長 営業統括・企業情報担当
執	:	行	役	į.	員	竹	内	千	束	薬剤管理部長 薬剤管理・教育情報・品質管理担当
執	:	行	役	Ž	員	加	茂		薫	マーケティング・医療連携推進担当、 薬剤企画・事業開発副担当
執	:	行	役	Ž	員	中	嶋		聡	ジェネリック推進部長兼購買部長 ジェネリック推進・購買担当
執	:	行	役		員	栗	原	邦	彦	システム本部長 システム副担当
執	:	行	役	2	員	大	内		健	人事部長
執	:	行	役	7	員	御	手 洗	貴	幸	北関東支店長
執	:	行	役	Į.	員	大	泉		宏	関西支店長

執行役員の任期は、「就任後1年以内に終了する事業年度の末日まで」としておりましたが、これを「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時まで」に改定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用の損害を当該保険契約により塡補することとしております。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社、当社の会社法上の子会社並びに当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職・監督者の地位にある従業員等及びその相続人等であります。また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

- ④ 当事業年度に係る取締役の報酬等
 - イ. 取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - ・決定方針の決定方法 当社の取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・ 答申を踏まえ、取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定 方針」という。)を決議しております。
 - ・決定方針の内容の概要 決定方針の内容の概要は、以下のとおりです。
 - a.基本方針

当社の企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役・執行役員の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬(株式交付信託)により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

また、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

b.基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針 基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、取締役・執行 役員共通の基本給テーブルで定める金額に、役位、役割に応じた役位手当、役割手当 を加算して決定し、毎月一定の時期に支給する。基本給テーブルは取締役・執行役員 毎に設定し、毎年の評価や在任年数等に応じて、適宜、見直しを図るものとする。 c.業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役・ 執行役員に対し、賞与として、以下の方式に基づき算出される金銭を、毎年、当該事 業年度の定時株主総会終了後の一定の時期に支給する。

(1) 取締役

連結経常利益を基礎とするプロフィット・シェア方式並びに連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式

(2) 執行役員

連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式

d.株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献 意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役・執行役員に対し、株式交付信託制度に 基づく株式等を退任後の一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位に応じ て付与される年間株式交付ポイントの累計ポイント相当とする。

e.基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役・執行役員の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、役割、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

f.取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

全ての取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)・執行役員の報酬は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

・当該事業年度に係る取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役・執行役員の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が 決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその 答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。 口. 取締役・執行役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の 固定報酬総額の最高限度額については、2022年6月23日開催の第42期定時株主総会に おいて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額(1事業年度あたり の金額)10億円以内(うち社外取締役5,000万円以内)、監査等委員である取締役の報 酬額を年額(1事業年度あたりの金額)5,000万円以内と決議しており、当該決議時の 取締役の員数は9名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役は3名でした。ま た、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしており ます。

当社は、取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。) 及び執行役員(国内非居住者を除く。)(以下「取締役等」という。)を対象とした株式報酬のために当社が拠出する金員の上限及び取締役に付与されるポイントの上限については、2022年6月23日開催の第42期定時株主総会において、上記の固定報酬総額の最高限度額とは別枠で、連続する3事業年度ごとに1億2,600万円、1事業年度あたり41,000ポイント(当社株式41,000株相当)の範囲内と決議いただいており、当該決議時の取締役等の員数は18名(うち取締役を兼務しない執行役員は11名)でした。

ハ. 取締役の報酬等の総額等

小 早豆八	報酬等の総額	報酬等	報酬等の種類別の総額(百万円)						
役員区分	(百万円)	固定報酬	役員賞与	株式報酬 (BIP信託)	役員の員数 (人)				
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	229 (20)	185 (20)	31 (-)	12 (-)	10 (2)				
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	28 (14)	28 (14)	_ (-)	(-)	3 (2)				
計	258 (34)	213 (34)	31 (-)	12 (-)	13 (4)				

- (注) 1. 当社は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し業績連動報酬として役員賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益、連結売上高及び連結営業利益であり、業績連動報酬の算定方法は、連結経常利益を基礎とするプロフィット・シェア方式並びに連結売上高・連結営業利益及び役員毎の評価を基礎とするターゲット方式としております。当該指標を選定した理由は、連結売上高は会社の規模や成長状況を、連結営業利益及び連結経常利益は経営全般の成績を示す数値であるためであります。当事業年度の連結経常利益、連結売上高及び連結営業利益は、1. (1)①事業の経過及び成果に記載のとおりです。
 - 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 当社は、株式報酬制度(BIP信託)を導入しております。株式報酬に関しては、役員信託BIP信託に関して、当事業年度中に費用計上した金額を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
 - ・取締役恩地祥光氏は、何オズ・コーポレーション代表取締役、東京建物㈱社外取締役、UNITED FOODS INTERNATIONAL㈱社外監査役、相鉄ホールディングス㈱社外取締役、㈱三友システムアプレイザル社外取締役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
 - ・取締役野間幹晴氏は、一橋大学大学院経営管理研究科教授、ナイス㈱社外監査役、ダーウィン・キャピタル・パートナーズ㈱社外監査役、㈱グッドコムアセット社外取締役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)東葭新氏は、SMC㈱社外監査役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)原田史緒氏は、四季の風総合法律事務所、東京地方裁判所民事調停委員、わらべや日洋ホールディングス㈱社外取締役(監査等委員)、JRAシステムサービス㈱社外取締役を兼務しております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- 口. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
 - ・該当事項はありません。
- ハ、当事業年度における主な活動状況

/١.	ハ. 当事未斗反にのける主体心則仏広										
区分		氏	名		主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要						
社外取締役	恩	地	祥	光	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回出席し、必要に応じ当社が期待する企業経営者としての経験に基づいた専門的見地から適宜発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。						
社外取締役	野	間	幹	晴	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回出席し、必要に応じ当社が期待する大学院教授としての経験に基づいた専門的見地から適宜発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。						
社外取締役 (監査等委員)	東	葭		新	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席し、当社が期待する公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回出席し、主に経理システム並びに内部監査について適宜発言を行っております。						
社外取締役 (監査等委員)	原		史	緒	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席し、当社が期待する弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の取締役の指名・報酬等を審議する指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から、経営陣の監督に努めております。さらに、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち、15回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。						

(4) 会計監査人の状況

① 名称 7

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当該金額について監査等委員会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数が適切な会計監査を実施するうえで相当か否か及び報酬水準が従来の実績値及び監査法人の一般的水準に比して高額でないかという観点から検討し、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しました。
 - ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断 した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に 基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆様に対して利益還元を図っていくことを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金の使途といたしましては、中長期的な事業拡大の原資として利用することとしております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	91,031	流 動 負 債	84,858
現 金 及 び 預 金	26,034	買掛金	52,759
受 取 手 形	69	電子記録債務	3,657
売掛金及び契約資産	21,761	短 期 借 入 金	450
電子記録債権	395	1年内返済予定の長期借入金	10,981
商品及び製品	28,992	リース債務	171
仕 掛 品	2,420	未 払 法 人 税 等	2,072
原材料及び貯蔵品	6,677	賞 与 引 当 金	4,086
その他	4,691	役員賞与引当金	63
貸 倒 引 当 金	△12	資 産 除 去 債 務	853
固 定 資 産	104,056	そ の 他	9,762
有 形 固 定 資 産	60,428	固定負債	51,876
建物及び構築物	27,882	長期借入金	42,108
機械装置及び運搬具	11,756	リ ー ス 債 務	1,213
土地	13,371	役員退職慰労引当金	85
リース資産	1,116	退職給付に係る負債	2,587
建設仮勘定	2,642	資 産 除 去 債 務	1,410
その他	3,659	そ の 他	4,471
無形 固定資産	21,426	負 債 合 計	136,735
のれん	12,955	(純資産の部)	
その他	8,471	株 主 資 本	58,303
投資その他の資産	22,200	資 本 金	3,953
投資有価証券	18	資 本 剰 余 金	9,228
長期貸付金	4,868	利 益 剰 余 金	47,020
敷金及び保証金	9,904	自 己 株 式	△1,898
繰 延 税 金 資 産	5,656	その他の包括利益累計額	48
その他	1,752	退職給付に係る調整累計額	48
		純 資 産 合 計	58,351
資 産 合 計	195,087	負 債 ・ 純 資 産 合 計	195,087

連結損益計算書 (2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで)

(出伏	五十四/
(里)(H/JHJ

		科	E			金	額
売		上		高			340,310
売			京	価			283,073
	売	上	総	利	益		57,236
販		ひび 一点	没 管 理				48,093
	営	業		利	益		9,142
営	業	外	収	益			
	受	取	手	数	料	46	
	受	取	賃 補	貸	料	703	
	受	取	補	償	金 金	208	
	受 受 補	取	保	険	金	16	
	補	助	金	収	入	56	
	そ		\mathcal{O}		他	355	1,387
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	355	
	支	払	賃	借	料	484	
	支 固 : そ	定資	産	除却	損	39	
			\mathcal{O}		他	212	1,090
	経	常。		利	益		9,439
特			ij 	益 売 却	4		
		定資	産		益	65	
	受	取	補	償	金	32	97
特			員	失 売 却	10	_	
		定資	産	売 却	損	7	4 300
	減	損	4 44 11	損	失	4,391	4,399
	税金	等調素			益	2.702	5,137
	法人			及び事業		3,782	2.504
	法 当	人税	等	調整	額	△1,197	2,584
中		期	純	利工业的统制	益		2,553
親	会社株	主に帰	属する	る当期純利	益		2,553

貸 借 対 照 表 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

***	A +-	210	(里位:白万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	57,136	流 動 負 債	68,593
現金及び預金	18,310	量 掛 金	46,315
売掛金及び契約資産	12,091	関係会社短期借入金	2,813
商品	12,884	1年内返済予定の長期借入金	8,372
	9,600	リース債務	152
前 払 費 用	1,488	未 払 金	3,488
その他	2,771	未払費用	1,291
貸 倒 引 当 金	△8	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	1,643
固 定 資 産	98,549	預 り 金	177
有 形 固 定 資 産	25,759	前 受 収 益	74
建物	11,736	賞 与 引 当 金	3,287
構築物	601	役員賞与引当金	63
船舶	0	資産除去債務	822
車両運搬具	0	「 で で で 他	89
	_		
工具、器具及び備品	2,688		43,325
土 地 リース資産	7,920	長期借入金	34,650
	1,048	リース債務	1,154
	1,764	退職給付引当金	1,800
無形固定資産	18,124	資 産 除 去 債 務	1,387
借地大量	667	そ の 他	4,333
ソフトウェア	1,055	負 債 合 計	111,918
のれん	10,379	(純資産の部)	
そ の 他	6,022	株 主 資 本	43,767
投資その他の資産	54,664	資 本 金	3,953
投 資 有 価 証 券	13	資本剰余金	9,228
関係会社株式	6,378		4,754
関係会社出資金	1,513	その他資本剰余金	4,474
長期貸付金	4,868	利益剰余金	32,483
関係会社長期貸付金	27,008		20
長期前払費用	1,247	その他利益剰余金	32,463
敷金及び保証金	9,810	別途積立金	130
操延税金資産	4,415		32,333
株 処 忧 並 貞 産 そ の 他	278		△1,898
質 倒 引 当 金	276 △870	<u> </u>	43,767
資産合計	155,685	負債・純資産合計	155,685
	100,000	大区 175 只住山 미	133,003

損益計算書

(2023年 4月 1日から) (2024年 3月31日まで)

				(_	02.	- 3/13/136 ()	(単位:百万円)
		科	E			金	額
売		上		高			298,040
売	上	房	Ę	価			252,053
	売	上	総	利	益		45,986
販	売 費 及	び一般	设管 理				38,154
	営	業		利	益		7,832
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	132	
	受	取	配	当	金	372	
	受	取	手賃	数	料	45	
	受受受受補業受貸	取	賃	貸	料	674	
	受	取	保	険	金	7	
	補	助	金 受 補	収	入	55	
	業	務	受	託	料	15	
	受	取		償	金	208	
	貸倒	引音	当 金	戻 入	額	140	
***	そ ,,,,	4.	\mathcal{O}	_	他	142	1,794
営	業	外	費	用	_	200	
	支 支 固 定	払	任	利	息	299	
	文	払	賃	借	料	484	
	固定そ	資	産の	除却	損	31	1 001
	そ 経	常	\mathcal{O}	利	他 益	185	1,001 8,625
特	超別	币利	ıl	益	ш		0,025
1ব	固定	^ ⊓ 資	」 産	亜 売 却	益	21	21
特	別	_貝 損		失	Ш	21	21
าง	固定	資	産	元 却	損	0	
	減	· 損	/ ±	損	失	3,225	3,226
	税引		当 期		益	5,225	5,421
	法人称			及び事業		3,479	3,421
	法人	税	等	ス 調 整	額	△1,042	2,436
	法 当	期	純	利	益		2,984

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

日本調剤株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 木 秀 一業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 野 明 宏業 務 執 行 社 員 公認会計士 佐 野 明 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本調剤株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本調剤株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切 な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

日本調剤株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桃 木 秀 一業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 野 明 宏業 務 執 行 社 員 公認会計士 佐 野 明 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調剤株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入 手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を 監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視すること にある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を 得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は 阻害要因を許容可能な水準にまで 軽減するため の セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結掲益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象について

記載すべき後発事象はありません。

2024年5月27日

日本調剤株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 畠 山 信 之 印 監 査 等 委 員 東 葭 新 印 監 査 等 委 員 原 田 史 緒 印

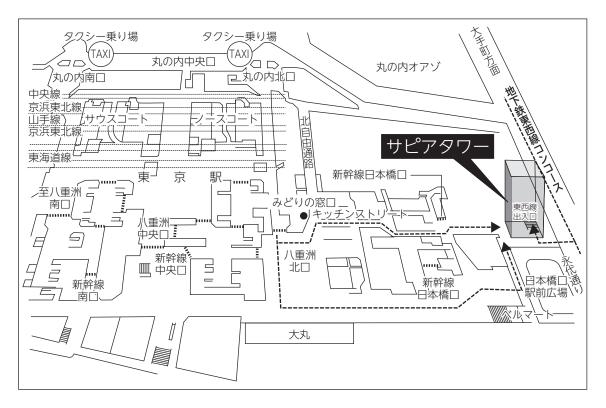
(注) 監査等委員東葭新及び原田史緒は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場:東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー

ステーションコンファレンス東京 6階会議室

電話:03-6888-8080



■交通のご案内

- ・JR「東京駅」(在来線) 八重洲北□改札□から徒歩2分
- ・東京メトロ東西線「大手町駅」と「日本橋駅」間の 地下コンコースB7番出口付近より1階エントランスにダイレクト・イン

